# 中山間地域等直接支払制度に関する意見

平成２１年６月２日
全国農業協同組合中央会

ＪＡグループでは、６月４日に「新たな食料・農業・農村基本計画の策定に向けた基本的な考え方」を組織決定することとしており、中山間地域等直接支払制度に関する意見をふくめ、都道府県段階で組織討議を実施した（６月１日時点で４６都道府県より報告）。

各県からは、問題点・改善すべき点をふくめ、様々な意見が挙げられたが、中山間地域等直接支払制度に関して、以下の考え、対応が必要である。

## １．現行制度の評価は高く、制度の安定性・継続性を高め、引き続き措置することが必要

**中山間地域等直接支払制度については、耕作放棄地の発生防止や集落機能の強化等に大きな効果を挙げており、現行制度の評価は高い。**
**農業者が安心して取り組めるよう、制度の安定性・継続性を高め、引き続き措置するとともに、制度の充実・見直しが必要。**

**【主な意見】**

○　現行制度については、草地比率の高い地域を含め、引き続き措置することが必要。

○　「緑」の政策である中山間地域等直接支払制度は、農業の多面的機能を発揮するためには必要不可欠であり、制度の充実・強化・継続をはかることが必要。

○　中山間地域等直接支払制度については、耕作放棄の発生防止や集落機能の強化、第２期対策では加算措置に向けた活動内容の向上が進んだが、中山間地域等における振興施策として定着しているこれまでの経過をふまえ、より安定した施策として継続すべき。

## ２．地目、対象地域、面積要件などの見直しが必要

**樹園地などの地目区分の見直し、対象地域の拡大・見直しなど、現場実態に応じた制度の見直しが必要。**

**【主な意見】**

○　現在の基準以上に緩傾斜地を加えるなど、対象地域の拡大・見直しが必要。

○　地目の農地条件に「畑」とは別にかんきつ等の「樹園地」区分を創設し、生産コストを的確に反映した「樹園地」の単価を設定することが必要。

○　離島や強酸性土壌など特定の作物しか生産できない条件不利地域での活用事業を促進するために地方負担割合を低減するとともに、生産者への営農継続に対するインセンティブを高めるため、助成単価など事業メリットの引き上げを検討することが必要。

○　中山間地域対象要件として、該当できない地域との格差が課題。面積要件のハードルが高いため、該当する地域との格差是正が必要。

○　１ha の一団の農地要件に外れる地域においては、耕作放棄地の増加を招いている実態があり、農地が分散している場合においても、協定地域が集団的に農地の保全維持に取り組む場合は対象となるよう制度の見直しが必要。

## ３．加算措置や単価水準の増加など、対策の充実・強化が必要

**条件の悪い地域ほど加算できる措置や現行加算措置の増加など、農業・農村の多面的機能の復元・増進に資するため、助成水準の充実・強化が必要。**

**【主な意見】**

○　現行加算措置の増加や、より条件の悪い地域への単価増加など、農業の持続的発展、環境保全、景観の維持等、多目的機能の発揮のほか、農業所得を引き上げる農業の再生産を可能にする仕組みへの見直し・充実が必要。

○　急傾斜、緩傾斜の交付単価の格差が実態を反映していないため、見直すとともに個人配分率を上げる必要。

## ４．その他

**事務手続が難しい意見が挙げられており、申請書類等の簡素化など、事務の簡素化が必要。**

**【主な意見】**

○　事務手続きが難しいことから申請書類等の簡素化が必要。

○　高齢化が進行するなか、５年間の協定期間の拘束が精神的負担となっている。協定中間年での協定内容の見直しを可能とするなど、弾力的な制度の見直しが必要。